

事 務 連 絡
令和4年6月16日

特定非営利活動法人行方市スポーツ協会役員 各位
行方市スポーツ少年団常任委員・単位団委員 各位

行方市生涯学習課スポーツ推進室長

市内社会体育施設の利用制限の継続について（通知）

日頃より本市体育行政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、市内の社会体育施設（体育館・グラウンド・学校体育施設）の利用制限につきましては、各団体の皆様に大変ご迷惑をおかけしているところです。

この度、利用制限の解除に向けて検討してまいりましたが、最近の市内感染者数が増加傾向にあることから、下記のとおり継続することといたしましたので通知いたします。

皆様のご理解ご協力を何卒よろしくお願いいたします。

記

1. 期 間 令和4年6月20日（月）～当面の間
※市内感染の状況を見ながら、6月末頃に再度利用制限について見直し、改めてご連絡いたします。
2. 利用制限 ①社会体育施設利用制限：8：30～21：30
②学校開放事業：平日 18：00～21：00
休日 8：30～21：00
③その他：北浦運動場トレーニングルーム利用中止
施設内食事不可（水分補給のみ可）
各運動場の更衣室・シャワー室利用中止
3. そ の 他 市ホームページも併せてご確認願います。
<https://www.city.namegata.ibaraki.jp>
4. 問い合わせ先 行方市教育委員会生涯学習課
スポーツ推進室（北浦体育館内）担当：高田
電話：0291-35-2120